

新規就農者定着支援事業について ～事業実施希望者を募集中～

令和6年度
新規事業

新たに就農した方で、要件を満たした場合、本事業へ申請することができます。
こちらに記載した内容は一部ですので、詳細については担当課へお問い合わせください。

資金名：定着支援金

※経営開始直後の経営が不安定な時期に、生活を支えるために支援する補助金です。

要件（以下を全て満たすこと）

- ・独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること。
- ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
- ・主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ・交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ・経営の全部、又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する計画であると町に認められること。
- ・地域計画に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ・原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- ・園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。
- ・町が開催・実施する、たっこアグリカレッジへの受講申込をしている者であること。
- ・就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努めること。

交付金額及び交付期間

- ・交付期間1年につき1人あたり120万円とする。
- ・交付期間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

交付停止

- ・上記の要件を満たさなくなった場合。
- ・農業経営を中止、又は休止した場合。
- ・適切な農業経営を行っていないと町が判断した場合。

補助金返還

- ・虚偽の申請等を行った場合・・・全額返還
- ・補助金の交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合・・・
交付済みの資金の総額(A)に、営農を継続しなかった期間(B)を交付期間(C)で除した値を乗じた額を返還
計算例) 360万円(A) × 6ヶ月(B) ÷ 36ヶ月(C) = 60万円の返還

《 問合せ先 》

役場産業振興課 1次産業戦略推進グループ

TEL 0179-20-7116 FAX 0179-32-4294